

## 中央新幹線（東京都・名古屋市間）計画段階環境配慮書に対する長野県の意見を提出しました

中央新幹線については、建設主体のＪＲ東海が、環境影響評価法の一部を改正する法律の趣旨を踏まえ、本年６月７日及び８月５日に計画段階環境配慮書を公表しました。

これらの計画段階環境配慮書に対し、今後の環境影響評価法に基づく手続に向けて、環境保全の見地から長野県の意見を述べました。

### 1 計画段階環境配慮書とは

計画段階環境配慮書は、事業の実施段階前における環境配慮を図るため、事業の位置、規模等を選定するに当たり、環境保全のために配慮すべき事項について検討を行うため、本年４月２７日に公布された環境影響評価法の一部を改正する法律（以下、「改正法」という）において、事業者が作成し、公表することを定められた書類です。

なお、計画段階環境配慮書の作成等については、改正法の公布の日から２年以内に義務化されることとなっていますが、中央新幹線建設事業においては、改正法の趣旨を踏まえ、今般、事業者(建設主体)であるＪＲ東海が作成・公表したものです。

### 2 提出した意見の項目について

- (1) 超電導磁気浮上方式採用に対する配慮
- (2) 路線の位置等を選定する際の配慮
- (3) 環境影響評価項目の選定等
- (4) 環境影響に対する調査、予測及び評価
- (5) その他

なお、意見の内容につきましては、別紙のとおりです。  
また、下記のホームページからも御覧いただけます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/kansei/kashokai.htm>

環境部 環境政策課 環境審査係  
(課長)寺澤信行 (担当)清水修二 宮坂俊一  
電話 : 026-235-7163 (直通)  
026-232-0111 (内線 2781)  
FAX : 026-235-7491  
E-mail : kankyo@pref.nagano.lg.jp

23 環 政 第 92 号  
平成 23 年(2011 年) 8 月 26 日

東海旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 山田 佳臣 様

長野県知事 阿 部 守 一

中央新幹線（東京都・名古屋市間）計画段階環境配慮書  
に対する意見について

このことについて、別紙のとおり環境保全の見地からの意見を提出します。

担当：環境部環境政策課 環境審査係  
（課 長）寺澤 信行  
（担当者）清水 修二、宮坂 俊一  
電 話：026-235-7163 (ダイヤルイン)  
F A X：026-235-7491  
E-mail：kankyo@pref.nagano.lg.jp

(別紙)

## 中央新幹線計画段階環境配慮書に対する意見

長野県

長野県は、日本アルプスをはじめとする雄大な山岳、豊かな森林とそこで育まれた清らかな水など、四季の変化に富んだ美しく豊かな自然環境に恵まれている。これらは貴重な国民的財産であることから、今後さらに良好な状態に保ちつつ将来の世代に引き継いでいくことが我々長野県民に課せられた責務である。

こうした観点から、本年6月7日及び8月5日に東海旅客鉄道株式会社から公表された中央新幹線計画段階環境配慮書に対し、今後の環境影響評価法に基づく手続に向けて、自然と人とが共生し環境への負荷の少ない持続的に発展することができる郷土を築くことができるよう、環境保全の見地から意見を提出する。

### 1 超電導磁気浮上方式採用に対する配慮

- ・ 国内では、電力政策の見直しを中心としたエネルギー問題について議論が行われており、省エネルギー型社会の構築等が求められている。こうしたことから、電力消費低減や二酸化炭素の排出削減を念頭に、中央新幹線の事業化を図ること。
- ・ 中央新幹線は、走行方式として超電導磁気浮上方式を採択しており、磁界の影響について不安をもつ者もいることから、山梨実験線における調査結果のデータ及び国際的な知見を踏まえ、列車走行に伴い影響を受けるおそれのある場所を示し、適切な影響評価を実施すること。

### 2 路線の位置等を選定する際の配慮

- ・ 今回示された概略ルートには、南アルプス国立公園をはじめ県立自然公園や郷土環境保全地域の一部が含まれることから、今後の具体的な路線位置の選定の際にはこれらの地域を回避することを検討し、自然環境への影響をできる限り回避・低減するよう配慮すること。

### 3 環境影響評価項目の選定等

- ・ 配慮書に寄せられた意見等を踏まえ、方法書において環境影響評価項目を適切に選定し、項目を選定した理由を具体的に記述すること。
- ・ トンネル、斜坑、換気施設、駅、変電所等の規模、位置及び工事用道路を含めた施工計画をできる限り早い段階で明らかにし、環境に対する影響を適切に予測・評価すること。
- ・ 具体的な路線位置の選定に伴い、配慮書段階で記述されていない環境影響評価の項目について調査・予測及び評価が必要となった場合は、方法書又は準備書に記述すること。

#### 4 環境影響に対する調査、予測及び評価

##### (1) 大気環境（騒音、振動、微気圧波、低周波音）

- ・ トンネルや斜坑の坑口において微気圧波の発生が想定されるほか、騒音、振動についても、生活環境や動物への影響が懸念されるので、影響を可能な限り回避・低減するよう必要な検討をするとともに、適切な対策を講じること。
- ・ 列車の走行においても低周波音の発生が想定され、生活環境や動物への影響が懸念されることから、この影響についても予測及び評価の項目として検討すること。

##### (2) 水環境

- ・ トンネル工事はもとより、明かり部においても地形改変や地下構造物構築による地表水の流量の減少や地下水位の低下等の影響が懸念されるため、事業実施想定区域の利水状況（簡易水道の存在等）について調査し、影響の低減を図ること。  
特に、中央アルプス南縁部の風越山周辺流域は地域の重要な水源となっており、代表的な湧水（「猿庫の泉」）も存在することから、路線位置の選定に当たっては、極力回避すること。
- ・ 事業実施想定区域内に存する阿智村には、開発による地下水や温泉の枯渇を防止するための「阿智村地下水資源保全条例」があるので、事前に調整を図るとともに、「長野県水環境保全条例」に規定する「水道水源保全地区」に事業区域がかかる場合は、知事に協議すること。

##### (3) 土壌環境・その他（文化財）

- ・ 南アルプスの隆起速度は「日本国内では突出した値でない」という記述があるが、国内でも最大級であるといわれており、トンネル設置が技術的に可能であっても、その隆起速度がもたらす地殻内の応力分布や変形の実態などに留意し、施工上のリスクを把握した上で慎重に計画を検討するとともに、過去の難工事の事例を考慮すること。併せて、長大トンネルにおける防災上の安全性についても配慮すること。
- ・ 天竜川西岸地域における断層群（活断層帯）で記載されていないものがあるので、記述すること。
- ・ 事業実施想定区域内の文化財保護法及び県、市町村の文化財保護条例で指定等されている文化財並びに埋蔵文化財包蔵地の状況について、県及び市町村が有している資料や必要に応じて専門家へのヒアリング等により情報収集を行い、漏れがないよう把握するとともに、適切な保全対策を実施すること。

##### (4) 動物・植物・生態系

- ・ 長野県内の事業実施想定区域は、南アルプス国立公園、天竜小渋水系県立公園、中央アルプス県立公園に指定され、良好な自然環境が維持されており、希少野生動植物や水資源が豊富な地域であることから、長大トンネルや立て坑及び斜坑の建設による地下水の低下、表流水や湧水の枯渇による二次的な動植物への影響も把握し評

価すること。

- ・ 動物・植物・生態系の調査に当たっては、「長野県希少野生動植物保護条例」を関係法令として参考にし、「長野県版レッドデータブック 非維管束植物編・植物群落編」（平成 17 年 3 月発行）も植物に係る資料として追加されたいこと。

#### （5）人と自然とのふれあい・景観

- ・ 事業実施想定区域内で、「長野県自然環境保全条例」により、その区域における自然環境を保全することが特に必要なものとして指定されている「郷土環境保全地域」においては、景観からの観点に加え動植物及び生態系においても配慮されたいこと。  
特に長野県木曾郡の妻籠宿周辺地域は、郷土的又は歴史的な特色を有するため、明かり部による通過を極力回避し景観への影響が生じないよう考慮する一方、トンネル掘削による水源の枯渇や地表水の流量の減少により優れた自然環境が損なわれないよう配慮すること。

#### （6）廃棄物等

- ・ トンネル工事に伴い大量に土砂が発生し、残土の処理にあたり大規模な土捨場が必要になることから、概ねの発生量から予測される処理予定地の場所や規模を早期に明示し、自然環境への影響をできる限り回避・低減するよう検討すること。また、その際、処理予定地として谷や沢筋等の窪地を想定する場合は、希少野生動植物等の存在に特に留意し、土砂の流出防止を図るとともに土砂等から浸出する重金属等の汚染物質や汚水等の影響についても的確に予測評価すること。

### 5 その他

- ・ 評価の結果について「～への影響は小さい」旨記載されている項目（予測結果がどのようにして導き出されたか不明確である点）については判断基準が不明確であるので、方法書で予測（計算）式を示す等、具体的な対策や影響が小さいと判断した理由を明らかにするか、準備書以降の段階で明らかにする旨を記述すること。
- ・ 配慮書において、「適切に対処する」「適切な対策を講じる」といった記述が見られるが、配慮書段階で環境に対する影響が不明確な部分については、環境影響評価を行う中で可能な限り早い段階で明らかにすること。
- ・ 配慮書に対し関係自治体や住民等から寄せられた意見に十分配慮すること。また、方法書及び準備書の手続において、記載内容の周知を図るとともに説明責任を果たすこと。